

2 ホームページによる行政情報の提供状況

(1) 時宜を得た情報提供と情報の最新化

【制度の概要】

Web サイトガイドラインにおいては、Web サイトにおける時宜を得た情報提供と掲載している情報の最新化等について、以下の取組が挙げられており、各府省はこれに沿った措置を実施することとされている。

「3.1 2)時宜を得た情報提供と提供内容の最新化」

- ① 時宜を得た Web サイトによる情報提供を行うとともに、Web サイトの掲載情報の内容について最新の状態を維持管理することとする。また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等以降、可及的速やかに Web サイトで提供するよう努める。
- ② 情報の掲載期間は、別途の定めがない限り、原則公表後 3 年以内とする。3 年経過後の情報については、継続掲載の要否について確認する。ただし、あらかじめ 3 年を超えて掲載し続ける必要性が明らかな情報については、それを妨げるものではない。

「3.1 4)Web サイト構築上の要件等」

- ⑦ コンテンツ作成や管理を容易にし、リンク切れ（注）等を防止するために CMS 等のツールを必要に応じて活用する。

（注）ウェブページ上に設けられたハイパーリンク先のページに接続できないこと。

【調査結果】

ア 情報提供及びその更新等の状況

今回、調査対象 28 機関が管理運営しているホームページについて、時宜を得た情報提供の観点から報道発表資料の掲載状況及び提供内容の最新化の観点から提供情報の更新及び削除状況等を調査した結果、以下のとおり、改善が必要と考えられる状況がみられた。

（ア）報道発表資料の掲載状況

ホームページへの報道発表資料の掲載状況（令和 3 年 7 月 15 日時点）を調査したところ、自機関で報道発表を実施した 25 機関のうち 22 機関は、概ね報道発表日にホームページに報道発表資料を掲載している一方、ホームページによる情報提供の必要性に関する認識が十分でなかったことから、当資料を掲載していない機関が、下記①～③のとおり、3 機関みられた。

なお、これらの3機関(大阪矯正管区、大阪保護観察所及び第五管区海上保安本部)は、i) ホームページの管理運営に関する規程等を定めているものの、当該規程等の中でホームページへの報道発表資料の掲載を定めていない機関(大阪矯正管区、大阪保護観察所)、ii) ホームページの管理運営に関する規程等を定め、当該規程等の中でホームページへの報道発表資料の掲載を定めているものの、それを実行せず掲載していない機関(第五管区海上保安本部)である。

① 未掲載の事例(その1)

| | |
|---------|---|
| 調査対象機関名 | 大阪矯正管区 |
| 事例の概要 | ホームページに報道発表資料を未掲載 |
| 事例の発生原因 | 当管区が主導して報道発表を行う案件が少ないこと等もあり、報道発表資料を速やかにホームページに掲載する必要があると認識していなかったこと |

② 未掲載の事例(その2)

| | |
|---------|------------------------------|
| 調査対象機関名 | 大阪保護観察所 |
| 事例の概要 | ホームページに報道発表資料を未掲載 |
| 事例の発生原因 | ホームページによる情報提供に対する意識が不十分だったこと |

③ 未掲載の事例(その3)

| | |
|---------|---|
| 調査対象機関名 | 第五管区海上保安本部 |
| 事例の概要 | ホームページに報道発表資料を未掲載 |
| 事例の発生原因 | 報道発表資料を速やかにホームページに掲載する必要があると認識していなかったこと |

(イ) 提供情報の更新状況

ホームページの提供情報の更新状況(令和3年7月15日時点)について調査したところ、更新作業を担う担当原課において提供情報の更新業務が引き継がれていない又は更新が滞っており、かつ組織的な点検等も行われていないこと等から、下記①～④のとおり、トップページを8年以上更新していない事例などが3機関で4事例が認められた。

なお、これらの3機関(大阪保護観察所、近畿運輸局及び第五管区海上保安本部)は、ホームページの提供情報の定期的かつ組織的な点検やホームページに関する職員研修を実施した実績がない(図表1-(1)-④、図表1-(1)-⑤参照)。

① トップページを8年以上更新していない事例（図表2-(1)-①）

| | |
|---------|--|
| 調査対象機関名 | 大阪保護観察所 |
| 事例の概要 | ホームページの最終更新が平成25年9月で、8年以上更新されていない。 |
| 事例の発生原因 | ホームページによる情報提供に対する意識が不十分だったこと |
| 備考 | 大阪保護観察所は、法務省保護局から平成28年3月18日付け事務連絡に基づき、「ホームページに最新の情報のみ掲載するよう定期的に確認等を行い、少なくとも半年に一度更新する。」よう通知されていたが、平成25年9月以降更新を行っておらず、また、ホームページに掲載されている保護司等の人数も平成22年4月1日の数値から変更されていない。 |

（注）本事例は令和4年2月16日時点においても未更新

② 提供情報の定期的な更新が必要なページを5年以上更新していなかった事例
（その1）（図表2-(1)-②）

| | |
|---------|--|
| 調査対象機関名 | 近畿運輸局 |
| 事例の概要 | 都道府県別に乗合バスの事業者名等を掲載した「乗合バス事業者一覧」のページが、平成26年7月から更新されず掲載されていた。 |
| 事例の発生原因 | 更新作業を担う担当原課で提供情報の更新業務が引き継がれておらず、組織的な点検等も行われていなかったこと |
| 備考 | 当局の指摘に対し、近畿運輸局は、該当ページは継続して掲載する必要性が乏しいと判断し、今後、利用者のニーズには個別対応することとして、当該ページを令和3年11月に削除 |

③ 提供情報の定期的な更新が必要なページを5年以上更新していなかった事例
（その2）（図表2-(1)-③）

| | |
|---------|---|
| 調査対象機関名 | 第五管区海上保安本部 |
| 事例の概要 | 管内で発生した船舶事故や人身事故等を紹介した「船舶海難・人身事故 参考事例集」のページが、平成27年11月11日から更新されていない。 |
| 事例の発生原因 | 更新作業を担う担当原課で更新が滞っており、組織的な点検等も行われていなかったこと |

（注）本事例は令和4年2月16日時点においても未更新

④ ページ内にタイトルを掲載しているが、提供情報となる写真等が掲載されていない事例（図表 2-(1)-④）

| | |
|---------|--|
| 調査対象機関名 | 第五管区海上保安本部 |
| 事例の概要 | 第五管区海上保安本部ホームページの「海の情報」ページにある「船艇・航空機写真」のページで、船艇や航空機のタイトル（種類）のみ記載され、その内容を説明する写真や記事等が掲載されていない。 |
| 事例の発生原因 | 更新作業を担う担当原課で更新が滞っており、組織的な点検等も行われていなかったこと |

（注）本事例は令和 4 年 2 月 16 日時点においても未更新

また、ホームページの提供情報の更新に関連し、ホームページのリンクの維持状況（令和 3 年 7 月 15 日時点）を調査したところ、更新作業を担う担当原課において、リンク切れの確認作業が実施されておらず、かつ広報担当課においても当該作業が未実施又は定期的に実施されていないこと等から、下記⑤～⑦のとおり、3 機関のページでリンク切れ箇所の事例が確認された（いずれも調査期間中にリンク切れは解消）。

⑤ リンク切れの事例（その 1）（図表 2-(1)-⑤）

| | |
|---------|--|
| 調査対象機関名 | 近畿中国森林管理局 |
| 事例の概要 | トップページの注目情報欄等に掲載されている 4 つの記事をクリックすると「ご指定のページは見つかりませんでした。」と表示される。当該リンク切れは、古いものは平成 25 年 12 月 1 日時点から、新しいものは令和 2 年 7 月 1 日時点から発生している。 |
| 事例の発生原因 | 更新作業を担う担当原課及び広報担当課において、リンク切れの確認作業が実施されていなかったこと |
| 備考 | 当該リンク切れ 4 件のうち、3 件は令和 3 年 8 月 30 日時点で、1 件は令和 3 年 10 月 1 日時点で解消 |

⑥ リンク切れの事例（その 2）（図表 2-(1)-⑥）

| | |
|---------|--|
| 調査対象機関名 | 瀬戸内海漁業調整事務所 |
| 事例の概要 | トップページから「事務所案内」の次に、図表 2-(1)-⑥の「管轄区域」(①) 及び「採用情報」(②) をクリックすると、いずれも「ご指定のページは見つかりませんでした。」と表示される。また、ページのフッタに配置された「ご意見・お問い合わせ |

| | |
|---------|--|
| | せ」(③)をクリックすると、「ご指定のページは見つかりませんでした。」と表示される。 当該リンク切れは、①は令和2年9月1日時点から、②及び③は令和3年3月1日時点から発生している。 |
| 事例の発生原因 | 更新作業を担う担当原課及び広報担当課において、リンク切れの確認作業が実施されていなかったこと |
| 備考 | 当該リンク切れ3件は、令和3年8月1日時点で解消 |

⑦ リンク切れの事例(その3)(図表2-(1)-⑦)

| | |
|---------|--|
| 調査対象機関名 | 第五管区海上保安本部 |
| 事例の概要 | 「海の情報」の「ラジオ放送」欄にある「船舶交通安全情報」欄をクリックすると「ご指定のページは見つかりませんでした。」と表示される。当該リンク切れは、平成30年2月1日時点から発生している。 |
| 事例の発生原因 | 更新作業を担う担当原課においてリンク切れ確認作業が実施されておらず、広報担当課における当該作業も定期的には実施されていなかったこと |
| 備考 | 当該リンク切れは、令和3年12月10日時点で解消 |

(ウ) 提供情報の削除等の対応状況等

ホームページに掲載された職員採用に関する業務説明会や各種公募等の情報については、当該説明会や公募期間の終了後は、参加希望者等の誤解を招くことがないよう、速やかに削除又は開催等が終了した旨の追加(図表2-(1)-⑧)が必要と考えられる。

こうしたことから、令和3年7月以前に各機関が開催した職員採用に関する業務説明会等情報の掲載状況(令和3年9月14日時点)を調査した結果、令和3年度に自機関で職員採用活動を行いホームページに当該情報を掲載した23機関のうち、業務説明会等の終了後に、当該情報の削除や終了等の追記を行わず継続して掲載していたと回答した機関が9機関みられた。なお、9機関のうち7機関は、令和4年2月15日までに当該情報の削除や終了等の追記を行ったが、2機関は当該情報の削除や終了等の追記を行わず、継続して掲載している(図表2-(1)-⑨)。

当該情報については、次年度の開催等の際に更新するまでの間、ホームページ閲覧者に参考情報として提供することも有用との考え方もあるが、今回、当局が実施した近畿管内の国の出先機関のホームページの利用者の関係団体等からの意見聴取(前述項目1(2)参照)では、表2-(1)-①の3機関が掲載した当該情報は、業務説明会等の終了後、掲載の削除や終了等の追記が必要ではないかとの意見が聞かれた。

表 2-(1)-① 関係団体等からの掲載削除又は終了の追記が必要との意見が聞かれた
情報内容

| 調査対象機関名 | 情報内容 |
|-------------|--|
| 近畿地方更生保護委員会 | トップページに掲載された「採用情報」の説明会情報（申込期間終了） |
| 神戸保護観察所 | トップページに掲載された「社会を明るくする運動」の項目中に掲載されている、昨年度（令和2年度）の作品募集要項（応募期間終了） |
| 大阪労働局 | トップページの「重要なお知らせ」に掲載されている職員採用に関する説明会ページ（申込期間終了） |

（注）令和3年7月に関係団体等から聴取した意見内容に基づき当局が作成。詳細は図表 2-(1)-⑩参照。令和3年7月時点の意見であり、その後各機関において掲載削除又は終了の追記が行われている。

（エ）時宜を得た情報提供等が図られていない事例発生の背景事情等

時宜を得た情報提供等が図られていない事例が発生している前述（ア）～（ウ）の機関について、平成31年4月1日から令和3年7月15日までの間におけるホームページの提供情報に関する調査対象機関での定期的・組織的な点検及びホームページの管理運営に関する職員研修の実施状況をみると、表 2-(1)-②のとおり、事例発生14機関のうち、定期的・組織的な点検では12機関（85.7%）、職員研修では11機関（78.6%）と、7割以上の機関で当該点検や職員研修が実施されていない。

表 2-(1)-② 時宜を得た情報提供等が図られていない事例の発生状況とホームページの定期的・組織的な点検及び管理運営に関する職員研修の実施状況との関係

| 調査対象機関名 | 事例の発生状況 | | | ホームページの提供情報に関する調査対象機関での定期的・組織的な点検の実施（注7） | ホームページの管理運営に関する職員研修の実施（注7） |
|--------------|--|--------------------------------|---|--|----------------------------|
| | 事例有（未改善）：● 事例有（改善済）：○ 事例無：－ | | | | |
| | （ア）報道発表日等にホームページに報道発表資料の掲載を行っていない事例の有無（注3） | （イ）提供情報の更新 長期未更新等の事例の有無（注4） | （ウ）業務説明会等終了後、削除又は終了等の追記を行っていない事例の有無（注6） | | |
| ①大阪矯正管区 | ● | － | － | 未実施 | 未実施 |
| ②近畿地方更生保護委員会 | － | － | － | ○ （改善済） | 未実施 |
| ③大阪保護観察所 | ● | ● | － | （該当なし） | 未実施 |

| | | | | | | |
|-------------------------|------|------------|------------|------------|-------|-------|
| ④大阪出入国在留管理局 | — | — | — | ● | 未実施 | 実施 |
| ⑤近畿財務局 | — | — | — | ○ (改善済) | 未実施 | 実施 |
| ⑥神戸税関 | — | — | — | ○ (改善済) | 未実施 | 未実施 |
| ⑦大阪国税局 | — | — | — | ○ (改善済) | 未実施 | 未実施 |
| ⑧大阪労働局 | — | — | — | ○ (改善済) | 実施 | 未実施 |
| ⑨近畿中国森林管理局 | — | | ○ (改善済) | — | 実施 | 実施 |
| ⑩瀬戸内海漁業調整事務所 | — | | ○ (改善済) | (該当なし) | 未実施 | 未実施 |
| ⑪近畿地方整備局 (港湾空港部) | — | — | — | ● | 未実施 | 未実施 |
| ⑫近畿運輸局 | — | ○ (改善済) | — | ○ (改善済) | 未実施 | 未実施 |
| ⑬第五管区海上保安本部 | ● | ● (2) | ○ (改善済) | (該当なし) | 未実施 | 未実施 |
| ⑭近畿中部防衛局 | — | — | — | ○ (改善済) | 未実施 | 未実施 |
| (事例有の機関、点検又は研修未実施の機関合計) | 3 機関 | 3 機関 | 3 機関 | 9 機関 | 12 機関 | 11 機関 |
| | | 5 機関 | | | | |

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 複数事例がある場合、()内に事例数を付した。
3 報道発表日等にホームページに報道発表資料の掲載を行っていない事例は、令和3年7月15日時点の状況を基に整理した。また、令和4年2月15日までに改善済みの場合「改善済」とした。
4 長期未更新等の事例は、令和3年7月15日時点の状況を基に整理した。また、令和4年2月15日までに改善済みの場合「改善済」とした。
5 リンク切れの事例は、令和3年7月15日時点の状況を基に整理した。また、令和4年2月15日までに改善済みの場合「改善済」とした。
6 業務説明会等終了後、削除又は終了等の追記を行っていない事例は、令和3年9月14日時点の状況を基に整理した。また、令和4年2月15日までに改善済みの場合「改善済」とした。
7 定期的・組織的な点検及び職員研修の実施状況は、平成31年4月1日から令和3年7月15日までの実績

定期的・組織的な点検を実施していない上記12機関は、未実施の理由について、次のとおり説明している(図表2-(1)-⑪)。

- ① 担当原課で自主的に実施するものと認識しているため：7 機関(大阪矯正管区、近畿財務局、大阪国税局、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿地方整備局(港湾空港部)、近畿運輸局、近畿中部防衛局)

- ② 定期的に点検を行うとの認識が無かったため：2 機関（大阪出入国在留管理局、神戸税関）
- ③ 業務上、全体の定期的な点検まで手が回らないため：2 機関（近畿地方更生保護委員会、第五管区海上保安本部）
- ④ ホームページ更新に関して担当部署が決まっておらず、ホームページの存在に対する意識が低かったため：1 機関（大阪保護観察所）

また、図表 1-(1)-③のとおり、提供情報の原稿は、調査対象とした全 28 機関において、当該案件を所管する担当原課により作成されているものの、上記のとおり、事例発生 14 機関のうち 11 機関は職員研修を実施していない。

定期的・組織的な点検と職員研修の双方を未実施の機関は 10 機関あり、このうち自機関でホームページ提供情報の編集作業を行っている 7 機関は、職員研修を未実施の理由について次のとおり説明している（図表 2-(1)-⑪）。

- ① 本省等で研修等が開催されず、受講する機会がないため：2 機関（大阪矯正管区、瀬戸内海漁業調整事務所）
- ② ホームページの更新等に関する知識習得は、ホームページ管理システムの手順書の確認や前任者からの引継ぎで対応できるため：4 機関（神戸税関、近畿地方整備局（港湾空港部）、第五管区海上保安本部、近畿中部防衛局）
- ③ 本省庁が導入したホームページ管理システム（CMS）を活用してページ更新作業を行っていることから、特段知識習得する必要性を感じていないため：1 機関（近畿運輸局）

イ 時宜を得た情報提供や提供情報の最新化について参考となる取組

時宜を得た情報提供については、今回、当局が実施した近畿管内の国の出先機関のホームページの利用者の関係団体等からの意見聴取（前述項目 1-(2)参照）において、該当する取組として、次のとおり、大阪労働局のホームページによる新型コロナウイルス関係情報の提供を評価する意見が聞かれた（図表 2-(1)-⑩）。

○ 関係団体等からホームページでの掲載を評価する意見が聞かれた情報内容

| 調査対象機関名 | 情報内容及び意見 |
|---------|--|
| 大阪労働局 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の審査状況をホームページ上で日々更新しており、利用者の役に立つ情報を提供していると感じた。 |

これについて、大阪労働局は、当該休業支援金・給付金の審査業務が同局で開始される前に、今後申請者から照会等が増加することを想定し、日々の審査情報を掲載するこ

とを決めていたとしている（図表 2-(1)-⑫）。また、同局は、当該掲載により、i) 掲載しない場合と比較すると、局への電話照会が減少したものと考えられ、ii) 局の職員が審査状況に関する照会に回答しやすくなった等のメリットもあったとしている。

また、提供情報の最新化については、調査対象 28 機関における関係の取組を確認したところ、以下のとおり、広報担当課の主導によるホームページの提供情報の定期的な点検・削除やホームページ管理システムの機能を活用した提供情報の自動削除により、最新化の確保に努めている例がみられた。

- ① 広報担当課が、年 1 回程度「広報委員会 企画・作業部会」を開催し、全課室に対しホームページの提供情報の点検や見直しを指示し、広報担当課で見直し結果等を把握している（近畿厚生局）。
- ② 広報担当課において、年 1 回以上、ホームページ管理システムの機能を活用して公開年月日の古いページをリストアップし、これらのページの掲載内容に古い情報がないか確認している（大阪労働局）。
- ③ 広報担当課が、年 1、2 回の頻度で、ホームページ全体の点検を実施し、掲載期限を過ぎている情報の削除作業を実施、又は担当原課に対して削除を依頼している（兵庫労働局）。
- ④ 掲載を行う時点で削除する時期が決まっている案件について、ホームページ管理システムの機能を活用し、掲載作業時に掲載日と併せて削除日も設定し、公開後に削除日が到来すれば自動的に削除することにより、提供情報の削除を効率的に実施している（大阪法務局、神戸税関、大阪労働局、近畿地方整備局、大阪航空局）。

【所見】


以上のことから、改善が必要と考えられる事例が認められた各機関は、ホームページにおける時宜を得た情報提供及び提供情報の最新化の実現を図る観点から、次の措置を講ずること。

- ① 時宜を得た情報提供等が図られていない事例について、速やかに改善を図り、事例の箇所を本省庁が編集・管理している場合、本省庁に対して改善措置を要請すること。
- ② ホームページの管理運営に係る規程等の中で次のことを定めて実施するよう検討すること。
 - i 報道発表資料等は、原則として、公表日にホームページにより提供する。
 - ii 広報担当課と担当原課が連携し、ホームページの提供情報について、定期的・組織的な点検・見直しを行い、掲載後一定期間経過したものは削除する。
 - iii ホームページに掲載された職員採用に関する業務説明会や各種公募等の情報について、当該説明会や募集期間の終了後も掲載を継続する場合は、終了等の追記を行う。

- ③ ホームページに関する研修の実施等を通じて、Web サイトガイドラインに定められた時宜を得た情報提供と提供内容の最新化等の周知徹底を図ること。

(注) 所見に該当する機関は、所見該当一覧（調査対象機関別）（103 ページ）を参照

図表 2-(1)-① トップページを 8 年以上更新していない事例

| | | |
|---|---------|--|
| 機関名 | 大阪保護観察所 | |
| 事例の概要 | | |
| <p>(大阪保護観察所ホームページ)</p>  <p>ホームページの最終更新が平成 25 年 9 月。また、ホームページに掲載されている大阪府内の保護司等の人数は、平成 22 年 4 月 1 日現在のまま。</p> <p>※ホームページ画像は令和 3 年 10 月 29 日時点</p> | | |

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-② 提供情報の定期的な更新が必要なページを5年以上更新していなかった事例(その1)

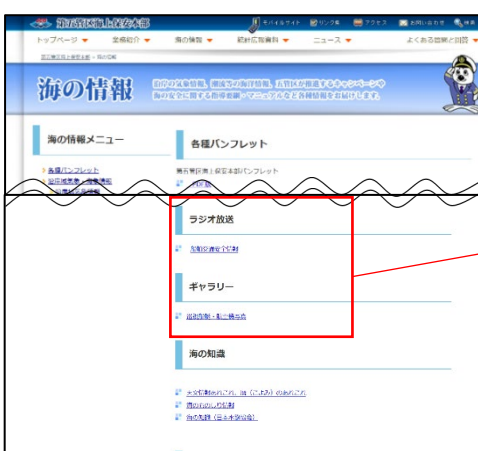

| 機関名 | 近畿運輸局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|------|-----|-------|-------------------|-------|------------------|-----|----------------|---------|-------------------|----------|----------------------|--------|-----------|-------|-----------|--------------|-----------|-----|----------------------|-------|---------------------|---------|---------------------|-------------|--------------------|-------------|----------------|
| 事例の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(近畿運輸局ホームページ)</p>  <p>乗合バス(大阪府)</p> <p>リンク先 PDF</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪急バス㈱</td> <td>大阪府池田市井口堂1丁目9番21号</td> </tr> <tr> <td>近鉄バス㈱</td> <td>大阪府東大阪市小坂一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>高槻市</td> <td>大阪府高槻市桃園町2番地1号</td> </tr> <tr> <td>大阪空港交通㈱</td> <td>大阪府池田市空港1丁目9番地10号</td> </tr> <tr> <td>日本城タクシー㈱</td> <td>大阪府大阪市住之江区南港北1丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>金剛自動車㈱</td> <td>大阪府富田林市本町</td> </tr> <tr> <td>水間鉄道㈱</td> <td>大阪府貝塚市近木1</td> </tr> <tr> <td>西日本ジェイアールバス㈱</td> <td>大阪府大阪市此花区</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>大阪府大阪市北区中之島1丁目3番地20号</td> </tr> <tr> <td>南海バス㈱</td> <td>大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号</td> </tr> <tr> <td>関西空港交通㈱</td> <td>大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地3号</td> </tr> <tr> <td>南海ウイングバス南部㈱</td> <td>大阪府泉佐野市日根野5619番地の2</td> </tr> <tr> <td>南海ウイングバス金剛㈱</td> <td>大阪府堺市中区東山803番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成26年7月現在</p> <p>平成26年7月現在</p> | | 事業者名 | 所在地 | 阪急バス㈱ | 大阪府池田市井口堂1丁目9番21号 | 近鉄バス㈱ | 大阪府東大阪市小坂一丁目7番1号 | 高槻市 | 大阪府高槻市桃園町2番地1号 | 大阪空港交通㈱ | 大阪府池田市空港1丁目9番地10号 | 日本城タクシー㈱ | 大阪府大阪市住之江区南港北1丁目1番1号 | 金剛自動車㈱ | 大阪府富田林市本町 | 水間鉄道㈱ | 大阪府貝塚市近木1 | 西日本ジェイアールバス㈱ | 大阪府大阪市此花区 | 大阪市 | 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番地20号 | 南海バス㈱ | 大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号 | 関西空港交通㈱ | 大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地3号 | 南海ウイングバス南部㈱ | 大阪府泉佐野市日根野5619番地の2 | 南海ウイングバス金剛㈱ | 大阪府堺市中区東山803番地 |
| 事業者名 | 所在地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 阪急バス㈱ | 大阪府池田市井口堂1丁目9番21号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 近鉄バス㈱ | 大阪府東大阪市小坂一丁目7番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高槻市 | 大阪府高槻市桃園町2番地1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪空港交通㈱ | 大阪府池田市空港1丁目9番地10号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本城タクシー㈱ | 大阪府大阪市住之江区南港北1丁目1番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金剛自動車㈱ | 大阪府富田林市本町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水間鉄道㈱ | 大阪府貝塚市近木1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西日本ジェイアールバス㈱ | 大阪府大阪市此花区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪市 | 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番地20号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南海バス㈱ | 大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関西空港交通㈱ | 大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地3号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南海ウイングバス南部㈱ | 大阪府泉佐野市日根野5619番地の2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南海ウイングバス金剛㈱ | 大阪府堺市中区東山803番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ホームページ画像は令和3年10月29日時点</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-③ 提供情報の定期的な更新が必要なページを5年以上更新していなかった事例 (その2)

| | |
|--|------------|
| 機関名 | 第五管区海上保安本部 |
| 事例の概要 | |
| <p>(第五管区海上保安本部ホームページ)</p> <p>※ホームページ画像は令和3年10月29日時点</p> <p>(注) 当局の調査結果による。</p> | |

図表 2-(1)-④ ページ内にタイトルを掲載しているが、掲載情報となる写真等が掲載されていない事例

| | |
|--|------------|
| 機関名 | 第五管区海上保安本部 |
| 事例の概要 | |
| <p>(第五管区海上保安本部ホームページ)</p>  <p>(リンク先ページ) ギャラリー「巡視船艇・航空機写真」</p>  <p>※ホームページ画像は令和3年10月29日時点</p> | |

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑤ リンク切れの事例（その1）

| | |
|---|-----------|
| 機関名 | 近畿中国森林管理局 |
| 事例の概要 | |
| <p>近畿中国森林管理局トップページでは、下記図1に示した①～④の4か所でリンク切れが生じており（①は平成25年12月1日時点から、②は令和元年12月1日時点から、③は令和2年5月1日時点から、④は令和2年7月1日時点から）、各リンク先の情報にたどり着くことができない状態となっていた。</p> <p>なお、①は令和3年10月1日時点で削除されており、②・③・④は令和3年8月30日時点でリンク切れが解消されている（図2）。</p> | |
| <p>図1 近畿中国森林管理局ホームページ（トップページ）（リンク切れ発生時）</p> | |
|  <p>The screenshot shows the homepage of the Kansai-Chugoku Forestry Agency. At the top, there is a navigation bar with links for 'Forest Agency Home', 'News & Information', 'Agency Work', 'Sales & Order Information', and 'Link Collection'. Below this is a search bar with options to search by reverse dictionary or keywords. The main content area features a '注目情報' (Spotlight Information) section. A red callout box with the text 'リンク切れの箇所 ①' points to a link in this section that has become broken. The link text is '農林水産省の名をかたった「なりすましメール」にご注意ください。' (Please be careful of 'spoofing emails' in the name of the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries). Other visible links include '払いが困難な方へ' (For those who have difficulty paying), '平成30年台風21号等被害に係る森林再生全体計画(貴船・鞍馬)の公表について(令和2年4月31日)' (Regarding the publication of the overall plan for forest regeneration due to typhoon No. 21 in Heisei 30 (Kibitsu/Kinokuni) (April 31, Reiwa 2)), and '高さ日本一! 『花谷の三本杉』(62.3m)京都大阪森林管理事務所' (Tallest in Japan! 'Mitsubashi of Hanaya' (62.3m) Kyoto/Osaka Forestry Management Office). To the right, there is a '森のひろば' (Forest Plaza) section with various news items.</p> | |



※図1のホームページ画像は令和3年8月1日時点



(イメージ)



図2 近畿中国森林管理局ホームページ（トップページ）（リンク切れ解消後）

The screenshot shows the homepage of the Kinki-Chugoku Regional Forest Office. At the top is a banner image of two large sunflowers. Below the banner is a navigation menu with five items: 森林管理局へようこそ, 報道・広報, 森林管理局の仕事, 公売・入札情報等, and リンク集. Below the menu is a search bar with two input fields: 逆引き事典から探す and キーワードから探す, and a 検索 button. The main content area is divided into sections. The '注目情報' (Featured Information) section contains three items, with the first item highlighted by a green dashed box and a callout bubble labeled '1'. The 'イベント情報' (Event Information) section contains one item, with a callout bubble labeled '2'. The 'イベントレポート' (Event Report) section contains one item, with a callout bubble labeled '2'. The '林業視園' (Forestry Site Visit) section contains four items, with the first two items highlighted by green dashed boxes and callout bubbles labeled '3' and '4'. At the bottom of the page, there is a footer with contact information, social media links, and a 'このページの先頭へ' (Back to top) button.

森林管理局へようこそ | 報道・広報 | 森林管理局の仕事 | 公売・入札情報等 | リンク集

逆引き事典から探す | キーワードから探す | 検索

注目情報 | 注目情報一覧

- ① [平成30年台風21号等被害に係る森林再生全体計画（貴船・鞍馬）の公表について（令和2年4月24日）](#)
- [「平成30年7月豪雨」に関する情報について更新しました（令和元年10月31日）](#)
- [森を守る 国土を守る～森林経営管理制度がスタート（平成31年4月1日）](#)

高さ日本一に！「花脊の三本杉」（62.3m）京都大阪森林管理事務所
YouTubeでVR森林散策！

森のひろば
先山地域のナラ枯れ被害調査について
フォレストニュース「森のひろば」

イベント情報
【募集中】10月17日（日曜日）森林散策・森林浴 & クラフト体験イベント開催します！（箕面森林ふれあい推進センター）チラシ(PDF: 1,012KB)

イベントレポート
② [カブトムシ里親まつり（駒貫橋）（PDF: 1,662KB）](#)（箕面森林ふれあい推進センター）（令和3年6月27日）

林業視園
③ [林業よスス（PDF: 5,762KB）](#) [林業よスス（英訳版）（PDF: 2,711KB）](#)
④ [林業視園：「<https://www.pinya-mall.go.jp/utotsyo/atted/pdf/event-14.pdf>」](#)
[リン子の絵日記（前編）（PDF: 5,321KB）](#) [リン子の絵日記（後編）（PDF: 3,041KB）](#)
[林業視園「八咫木（ひやぎ）」（PDF: 3,798KB）](#)

【動画】「聴いてみて、森林（もり）の声（平成29年）」公開のお知らせ『林野庁HP映像ライブラリ』配信中

公式SNS

関連リンク集 | 林野庁トップページへ

近畿中国森林管理局
住所：〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号
電話：050-3160-6700（代表）
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ | アクセス・地図

① [サイトマップ](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンクについて](#)・[著作権](#) | [免責事項](#)

このページの先頭へ

Copyright © KINKI・CHUGOKU Regional Forest Office

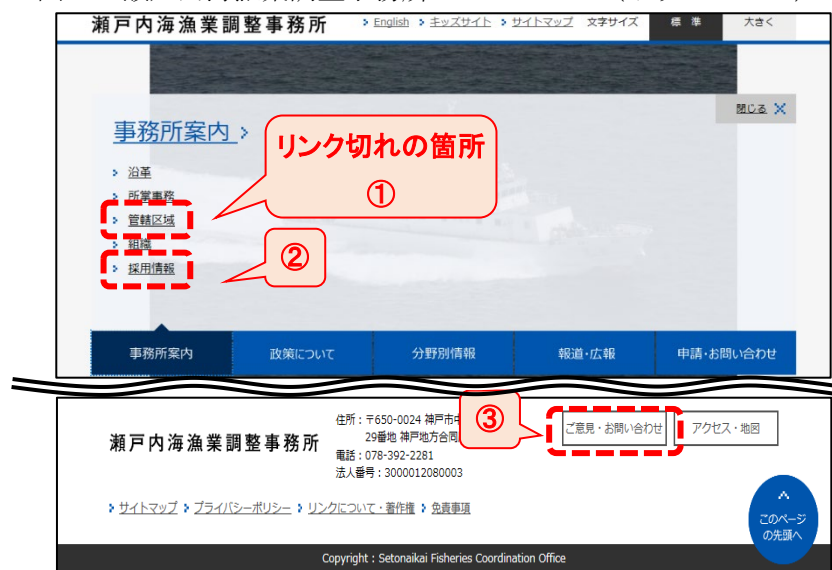
図表 2-(1)-⑥ リンク切れの事例（その2）

| | |
|-----|-------------|
| 機関名 | 瀬戸内海漁業調整事務所 |
|-----|-------------|

事例の概要

瀬戸内海漁業調整事務所ホームページのトップページでは、下記図1に示した①～③の3か所でリンク切れが生じており（①は令和2年9月1日時点から、②及び③は令和3年3月1日時点から）、各リンク先の情報にたどり着くことができない状態となっていた。
 なお、当該3か所のリンク切れは、令和3年8月1日時点で解消されている（図2）。

図1 瀬戸内海漁業調整事務所ホームページ（トップページ）（リンク切れ発生時）



※図1のホームページ画像は令和3年3月1日時点



(イメージ)

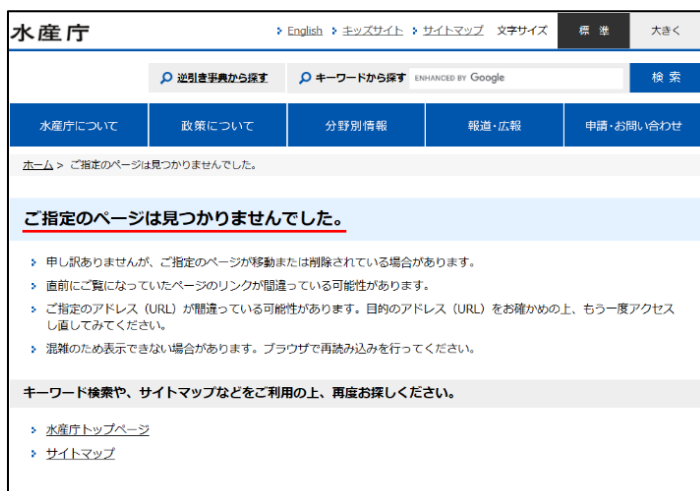
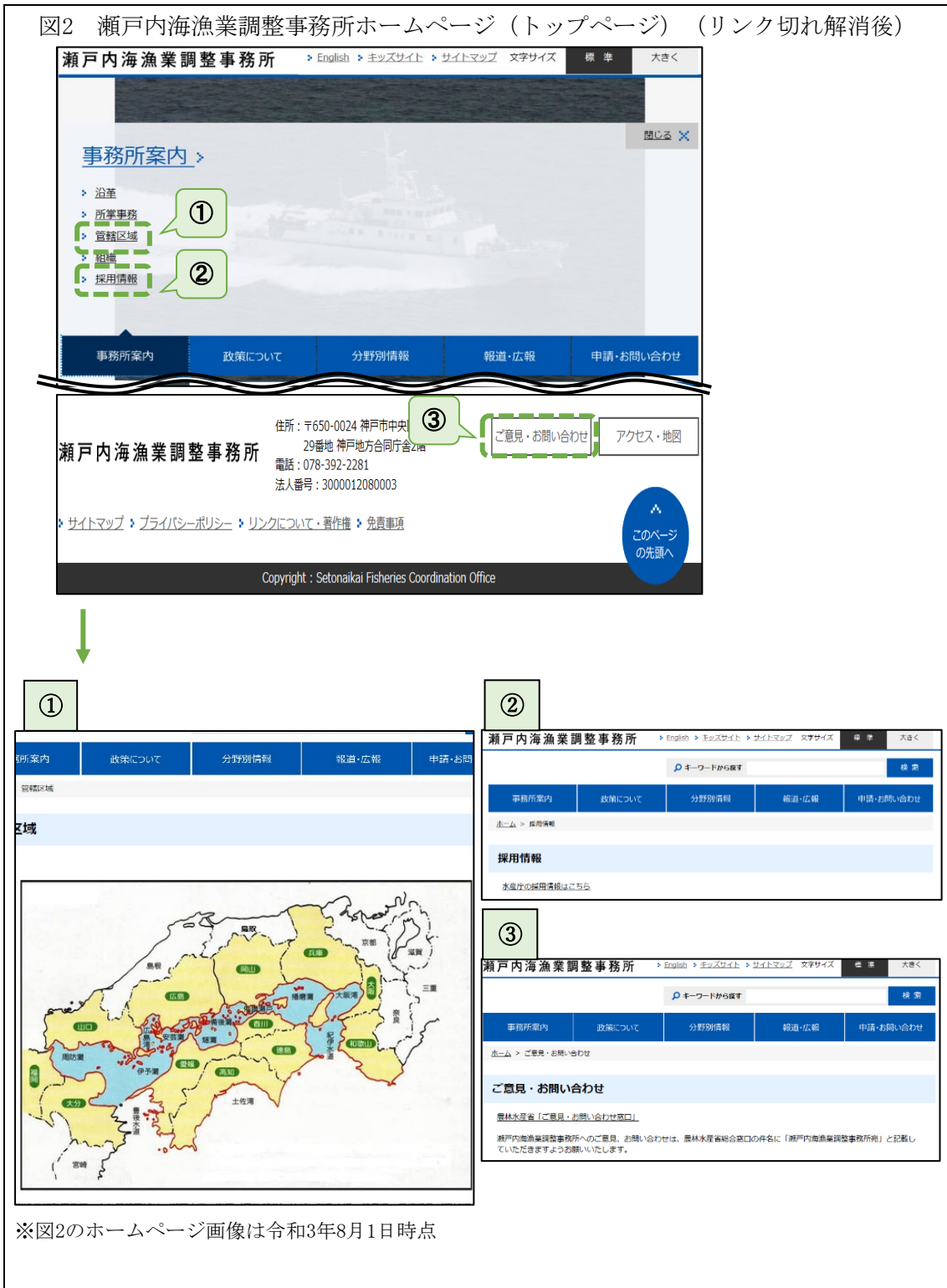


図2 瀬戸内海漁業調整事務所ホームページ（トップページ）（リンク切れ解消後）



(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑦ リンク切れの事例（その3）

| | |
|-------|------------|
| 機関名 | 第五管区海上保安本部 |
| 事例の概要 | |

第五管区海上保安本部ホームページの「海の情報」ページでは、ラジオ放送である「船舶安全交通情報」へのリンクが掲載されている。しかし、当該リンクは平成30年2月1日時点からリンク切れが生じており、リンク先の情報にたどり着くことができない状態となっていた（図1）。

なお、このリンク切れは、令和3年12月10日時点で解消されている（図2）。

図1 第五管区海上保安本部ホームページ（リンク切れ発生時）



※図1のホームページ画像は平成30年2月1日時点

(イメージ)



図2 第五管区海上保安本部ホームページ（リンク切れ解消後）

The screenshot shows the homepage of the JCG 5th Regional Coast Guard Headquarters. A green dashed line highlights the '海の情報' (Sea Information) menu, which leads to a page with various information sections. A callout box points to the 'ラジオ放送' (Radio Broadcast) link in the '各種情報' (Various Information) section. Another callout box points to the '船舶交通安全情報' (Ship Traffic Safety Information) link in the same section.

第五管区海上保安本部
JCG 5th Regional Coast Guard Headquarters
Geographic and Oceanographic Department

五管本部 > 海洋情報部 > 航海安全情報 > ラジオ放送について

ラジオ放送について

第五管区海上保安本部では、管内のNHKラジオ第1放送に船舶交通の安全のための情報を提供しています。管内における放送時間等は下記のとおりです。

| 放送局名 | 識別番号 | 周波数(kHz) | 放送時間 |
|------------|---------|----------|-------------------------|
| 大阪放送局第1放送 | J O B K | 666 | 1850～1900、2310～2320 |
| 新宮ラジオ中継放送所 | | 1,026 | |
| 田辺 // | | 1,161 | |
| 古座 // | | 585 | |
| すさみ // | | 1,026 | |
| 徳島放送局第1放送 | J O X K | 945 | 0710～0715（ニュースの時間） |
| 牟岐ラジオ中継放送所 | | 1,584 | |
| 高知放送局第1放送 | J O R K | 990 | 1850～1900（ニュースと天気予報の時間） |
| 須崎ラジオ中継放送所 | | 1,323 | |
| 中村 // | | 999 | |
| 宿毛 // | | 1,026 | |
| 土佐清水 // | | 1,584 | |

【▲ページトップへ戻る】

©2017 第五管区海上保安本部海洋情報部

※図2のホームページ画像は令和4年1月11日時点

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑧ 説明会や公募期間終了後の情報のホームページ掲載例

(例) 近畿経済産業局ホームページ

最終更新日：令和3年6月22日

■ 業務説明会のご案内

- [業務説明会2021](#) **【New!】**
- [WEB業務説明会2021](#) (終了しました)
- [ALL METI 合同業務説明会](#) (終了しました)

■ 【官庁訪問直前!】業務説明会2021のご案内

2021年度国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)の受験者をはじめとした2022年度採用者へ向けて、2021年度業務説明会を開催します。
当日は人事担当者への質問会や、若手職員との座談会を予定しています。
官庁訪問直前の業務説明会となりますので、疑問やお悩みを是非ここで全て解決しましょう!

※説明会参加の有無が、後の選考に影響を与えるものではありません。

ページの最終更新日は
令和3年6月22日

令和3年6月22日までの
説明会等が終了した後、
「終了しました」と記載

※説明会等終了後、速やかにページ更新を実施して記載を行っている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑨ 調査対象機関における職員採用に関する業務説明会等情報の掲載状況

| 内容 | | 機関数 | 機関名 | |
|---|---|--|--|---|
| ① 令和3年7月以前に開催した職員採用に関する業務説明会等情報を、自機関ホームページに掲載した機関 | | 23 | | |
| ①の詳細 | ② 令和3年9月14日時点で当該情報を削除した機関 | 2 | 大阪法務局、大阪管区气象台 | |
| | ③ 令和3年9月14日時点で「開催終了」等の追記を行い、当該情報の掲載を継続している機関 | 13 | 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所、近畿管区行政評価局、近畿総合通信局、大阪矯正管区、大阪税関、近畿厚生局、兵庫労働局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿地方整備局(注3)、神戸運輸監理部、大阪航空局 | |
| | ④ 令和3年9月14日時点で当該情報の削除や開催終了等の追記を行わず、継続して掲載した機関 | 9 | | |
| | ④の詳細 | 令和3年12月15日までに当該情報の削除や開催終了等の追記を実施した機関 | 5 | 近畿地方更生保護委員会(注4)、近畿財務局(注5)、大阪労働局(注6)、近畿運輸局(注7)、近畿中部防衛局(注8) |
| | | 令和3年12月16日から同4年2月15日までに当該情報の削除や開催終了等の追記を実施した機関 | 2 | 神戸税関(注9)、大阪国税局(注10) |
| | | 令和4年2月15日まで当該情報の削除や開催終了等の追記を行わず、継続して掲載している機関 | 2 | 大阪出入国在留管理局、近畿地方整備局(港湾空港部) |

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 調査対象 28 機関のうち、令和3年度に自機関で職員採用活動を行っていない5機関(大阪保護観察所、神戸保護観察所、瀬戸内海漁業調整事務所、第五管区海上保安本部、近畿地方環境事務所)を除く23機関を対象に、令和3年7月以前に開催した職員採用に関する業務説明会等情報のホームページ掲載状況(令和3年9月14日時点)を調査した。
 3 近畿地方整備局のうち港湾空港部を除く(同局港湾空港部は④に該当)。
 4 近畿地方更生保護委員会は、令和3年12月15日までに当該情報を削除した。
 5 近畿財務局は、令和3年10月12日までに当該情報を削除した。
 6 大阪労働局は、令和3年9月30日までに当該情報に「開催終了」の追記を行った。同局は、閲覧者が一連の採用の流れを把握する参考とするため、当該年度の採用活動がひととおり終了するまで掲載を継続する方針としている。
 7 近畿運輸局は、令和3年11月2日に当該情報を削除した。
 8 近畿中部防衛局は、令和3年10月12日までに当該情報に「申込受付終了」の追記を行った。
 9 神戸税関は、令和4年2月3日に当該情報に「終了しました」の追記を行った。
 10 大阪国税局は、令和4年2月2日に当該情報を削除した。

図表 2-(1)-⑩ 関係団体等から聴取した主な意見（時宜を得た情報提供や提供内容の最新化）

【① 評価する意見】

| 分類 | 意見対象の機関名 | 意見の概要 | 意見聴取した利用者等の属性 |
|-------|----------|---|---------------|
| 最新の情報 | 大阪労働局 | トップページの上部に赤字で、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、こちらをご覧ください」とあり、その下に「※審査状況についてもこちらで確認できます」をクリックすると、「令和〇年〇月〇日 17:00 時点概ね〇月〇日受理分まで審査が進んでいます。」の表示があり、利用者にとっては有り難い情報であると感じる。 | 事業者団体 |

【② 改善を求める意見】

| 分類 | 意見対象の機関名 | 意見の概要 | 意見聴取した利用者等の属性 |
|-------|-------------|---|---------------|
| 最新の情報 | 大阪保護観察所 | 最終更新が平成 25 年 9 月とされており、長期間更新されていない。 | 事業者団体 |
| 最新の情報 | 近畿運輸局 | 古い情報が更新されていない箇所がある。一例を挙げると、乗合バス事業者一覧は平成 26 年 7 月の情報のまま。 | 事業者団体 |
| 最新の情報 | 第五管区海上保安本部 | 「船舶海難・人身事故 参考事例集」が掲載されているが、内容が 2015 年 11 月 11 日となっている。 | 事業者団体 |
| 最新の情報 | 神戸保護観察所 | 「社会を明るくする運動」の記事が昨年そのままとなっている（昨年：70 回、今年：71 回）。 | 行政相談委員 |
| リンク切れ | 近畿中国森林管理局 | ホームページ内で所々、リンク先のページが重たい、あるいはリンク切れを起こしているため早急に改善を求む。 | 事業者団体 |
| リンク切れ | 瀬戸内海漁業調整事務所 | リンク切れがある（同種の意見が他に 1 件）。 | 行政相談委員 |
| リンク切れ | 第五管区海上保安本部 | 「海の情報」に掲載されている「ラジオ放送～船舶交通安全情報」をクリックしても「not found」 | 行政相談委員 |

| | | | |
|----------|-------------|---|--------|
| | | と表示される。また、「ギャラリー～船艇・航空機写真」は一つも見ることができない。 | |
| 期日経過後の情報 | 大阪労働局 | トップページの「重要なお知らせ」に掲載されている職員採用に関する説明会ページについて、開催日、申込期日が過ぎているまま掲載され続けているため、削除するか、若しくは「申込は終了しました」等の表示が必要ではないかと思う。 | 事業者団体 |
| 期日経過後の情報 | 近畿地方更生保護委員会 | 募集記事などで受付期間を終了したものに「受付終了」の追記がないものがあり、追記は必須でなくとも親切さに欠けると思う。他機関のホームページには「受付終了」の追記があるものもある。 | 行政相談委員 |
| 期日経過後の情報 | 神戸保護観察所 | 「社会を明るくする運動」の項目中に掲載されている、第70回「社会を明るくする運動」兵庫県推進委員会が実施する高校生等エッセイコンテスト作品募集の募集要項によると、作品の応募締切日が令和2年10月9日(金)となっており、昨年度の内容のため、その旨を表示するか、今年度の募集要項を掲載するまで削除する必要があると思う。 | 事業者団体 |

(注) 1 令和3年7月に関係団体等から聴取した意見内容に基づき当局が作成

2 令和3年7月時点の意見のため、各機関におけるホームページ改修等により、現在の状況等と異なる内容もある。

図表 2-(1)-⑪ 時宜を得た情報提供が図られていない事例が認められた機関におけるホームページに関する定期的・組織的な点検等の未実施理由

| 機関名 | ホームページ提供情報の作成・更新に係る業務分担 (注2) | | 定期的・組織的な点検 (注3) | | 職員研修 (注3) | |
|--------------|---------------------------------|-------|--------------------|--|--------------|--|
| | 編集作業 | 承認作業 | 実施状況 | 未実施の理由 | 実施状況 | 未実施の理由 |
| ①大阪矯正管区 | 広報担当課 | 本省庁 | 未実施 | 記事の担当原課で自主的に実施するものと認識しているため。 | 未実施 | 本省が主催する研修を受講する機会がないため。 |
| ②近畿地方更生保護委員会 | 本省庁 | 本省庁 | 未実施 | 業務の都合上、点検まで手が回らないため。 | 未実施 | 法務本省がホームページ管理システム上の編集作業等を実施(担当)しているため。 |
| ③大阪保護観察所 | 本省庁 | 本省庁 | 未実施 | ホームページ更新に関して、担当部署が決まっていなかったため。また、広報(社会を明るくする運動など)は、ホームページ以外の方法で行っており、ホームページの存在に対する意識が低かったため。 | 未実施 | 法務本省がホームページ管理システム上の編集作業等を実施(担当)しているため。 |
| ④大阪出入国在留管理局 | 担当原課 | 本省庁 | 未実施 | 不定期に点検は行っていたものの、定期的に点検を行うとの認識がなかったため。 | 実施 | — |
| ⑤近畿財務局 | 担当原課 | 広報担当課 | 未実施 | ホームページ掲載情報の内容は多岐にわたっており、広報担当課で当該情報の掲載の可否や掲載期間を判断することは困難であることから、担当原課の判断に任せていたため。 | 実施 | — |
| ⑥神戸税関 | 広報担当課 | 広報担当課 | 未実施 | これまで随時の点検を実施するのみで、定期的に点検を行うとの認識がなかったため。 | 未実施 | 通常業務を行うにあたっては、要領の確認及び前任者からの引継ぎで足りるため。 |
| ⑦大阪国税局 | 本省庁 | 本省庁 | 未実施 | 担当原課で自主的に実施するものと認識しているため。 | 未実施 | 本庁がホームページ管理システム上の編集作業等を実施(担当)しており、技術的な面やアクセシビリティ対応などは、本庁で対応しているため。 |
| ⑧大阪労働局 | 広報担当課 | 広報担当課 | 実施 | — | 未実施 | 広報担当課で全課室のページ更新を集約して行うことから、研修を実施する必要がないため。 |

| | | | | | | |
|-----------------|-------|-------|-----|----------------------------|-----|---|
| ⑨近畿中国森林管理局 | 担当原課 | 広報担当課 | 実施 | — | 実施 | — |
| ⑩瀬戸内海漁業調整事務所 | 担当原課 | 広報担当課 | 未実施 | 担当原課で自主的に実施するものと認識しているため。 | 未実施 | 水産庁本庁による研修を受講する機会がないため。 |
| ⑪近畿地方整備局（港湾空港部） | 広報担当課 | 広報担当課 | 未実施 | 担当原課で確認しているものと認識しているため。 | 未実施 | ホームページの編集及び掲載作業は同部広報担当課内で完結する作業のため、事務引継ぎ等に対応しており、部内全体で研修を行う必要性が低いものと認識しているため。 |
| ⑫近畿運輸局 | 担当原課 | 広報担当課 | 未実施 | 担当原課等で随時確認しているものと認識しているため。 | 未実施 | 本省庁が導入したホームページ管理システム（CMS）を活用してページ更新作業を行っていることから、特段、知識習得の必要性を感じていないため。 |
| ⑬第五管区海上保安本部 | 担当原課 | 広報担当課 | 未実施 | 業務上、全体の定期的な点検まで手が回らないため。 | 未実施 | ホームページに関する知識の習得は、職員間の引継ぎにおいてのみ実施されているが、特段の支障を生じていないため。 |
| ⑭近畿中部防衛局 | 広報担当課 | 広報担当課 | 未実施 | 担当原課で自主的に実施するものと認識しているため。 | 未実施 | 研修参加の機会もない状況の中、当局ではCMSの操作方法に関して操作する職員に限られており、事務引継ぎの範疇で行っているため。 |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「ホームページ提供情報の作成・更新に係る業務分担」欄は、「図表 1-(1)-③ 調査対象機関におけるホームページ提供情報の作成・更新に係る業務分担状況（標準的な更新例）」から抜粋して記載した。

3 「定期的・組織的な点検」欄と「職員研修」欄の実施状況は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 15 日までの実績を記載した。

図表 2-(1)-⑫ 情報提供や提供内容の最新化に関して、関係団体等から掲載を評価する意見がみられた取組

| | |
|---|-------|
| 機関名 | 大阪労働局 |
| 事例の概要 | |
| <p>(関係団体等からの意見内容)</p> <p>大阪労働局では、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の審査状況をホームページ上で日々更新しており、利用者の役に立つ情報を提供していると感じた。</p> <p>(大阪労働局ホームページ)</p> | |
|  <p>※ホームページ画像は令和3年10月29日時点</p> | |
| <p>(取組の経緯等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪労働局では、大阪労働局休業支援金集中処理センターの設置準備段階から、受付審査から申請者への入金処理まで時間を要することが想定されたことから、令和2年7月の同センター設置を契機に、同月から同局ホームページに休業支援金給付金の審査状況を掲載し、平日1日1回、更新を行うことを決めた。 ホームページへの掲載は、概ね次の手順で実施している。 <ul style="list-style-type: none"> 休業支援金集中処理センターで17時現在の審査の進捗状況を確認 → 翌営業日に同局ホームページの更新作業担当課室（雇用環境・均等部企画課）に審査進捗状況を報告 → 午前中に更新作業を実施 | |
| <p>(注) 当局の調査結果による。</p> | |